

をつけ、酪農家の離脱が続出し、我が國酪農が崩壊することは明らかである。

よつて、政府は、以上のととき実態を十分勘案し、現在紛争状態に入りつつある飲用向け乳価交渉に対しどのように対処しようとしているのか質問する。

一 加工原料乳保証価格を、四月一日より、一

四・七%値上げされているが、値上げした要因は何か。

二 生乳の円滑な流通を図るため、飲用向け乳価と、加工原料乳保証価格との適正な価格バランスは、どの程度に考えているか。

三 飲用向け乳価交渉は、二月以来既に四箇月を経過しようとしているが、このまま放置すれば紛争状態に陥り、生乳並びに牛乳の生産流通上において、重大な障害が出て、社会問題化が懸念されるが、政府はこれをこのまま、放置するのか、又は、行政指導するつもりか、どうか。

四 各都道府県に、指定生乳生産者団体が設立されてからは、その連合体である、中央機関が、生乳取引上の指導を行い、さらに、各乳業者に対する乳価交渉は、各指定生乳生産者団体より委任を受けた者（全国指定団体乳価対策委員会）が行つており、毎回交渉は長期（半年以上）にわたり、難航しているのが実態である。

このため、上記の者が酪農振興法第二四条による調停又は、あつせんの項の対象者となり得るか、又なり得なければ、交渉の実態に合わせて、改正する意志があるのか。

外 報 告 号

五 生乳は、毎日生産され、かつ腐敗しやすく、長期保存が困難な性質をもつてゐるため、生産者は、取引上極めて不利な立場におかれてい

る。特に、自由取引となつてゐる飲用向け原料乳に対し、この取引上の不利を取除くため、いかなる措置を考えているか。

右質問する。

昭和五十年五月二十七日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁二郎殿

衆議院議員竹内猛君提出飲用向け乳価交渉の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出飲用向け乳価交渉の促進に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十年度の加工原料乳保証価格について

は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第二百十二号。以下「暫定法」とい

う。）第十一一条第一項の規定に基づき、生産される生乳の相当部分が加工原料乳である地域における生乳の再生産を確保することを旨として生

乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、飼育労働費、流通飼料費、飼料作物費等の増加を反映するよう一キログラム当たり八〇円二九銭（前年度比一四・七%アップ）とし

たものである。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出ることはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出することはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出することはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出することはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出することはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出することはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

り、生産者団体による生乳の共同販売体制の強化を図るほか、酪振法に基づき、生乳等取引契約の文書化等を推進するとともに、行政庁によ

る紛争のあつせん又は調停等を行いうることと

し、生乳取引の特質に即し、生産者団体の強化に配慮しているところである。

右答弁する。

〔答弁通知書受領〕

一、去る二十七日、内閣から、衆議院議員鳴崎謙

君提出石川県下における北陸機械・オリエンタルチーン・金座自工の労使紛争に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号。以下「酪振法」という。）第二十四条の規定に基づく農林大臣の調停は、同法第二十条の規定により、当事者（委任を受けた者を含む。）が都道府県知事に調停の申請をした後、知事が農林大臣に申し出た場合に、必要に応じ、行うものであ

り、この手続を経ずに直接農林大臣に調停を申

し出することはできないこととなつていて、また、飲用向け乳価は、地域の実情に応じて形成され、したがつて紛争も地域の実情に応じて解決されることが望ましいので、このような考え方立つ現行のあつせん又は調停に関する仕組を変える必要性は、乏しいと考える。

二について

加工原料乳保証価格は、加工原料乳の主要な生産地域における生乳の再生産の確保を旨として農林大臣が定めているが、飲用向け乳価は、生産者と乳業者の間で飲用に向けられる生乳の生産条件、牛乳の需給事情その他の経済事情を考慮しつつ自主的に形成されているので、保証価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

価格と飲用向け乳価との間に価格差が生ずるものとなるが、その格差はそのときどきの経済事情を反映するものであり、どのような価格差が適正なものであるか一概にいうことはできない。

五について

暫定法に基づき、各都道府県の区域ごとに知事が一の生乳生産者団体を指定することによ

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月三十一日

参議院議長

河野謙三

衆議院議長 前尾繁三郎殿

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)

の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「定」を「定め」に改め、同項第

二号中「申立」を「申立て」(第二百六十五条第一項に

おいて準用する第五十五条第一項の申立てを含む。)に改める。

第十七条第一項たゞし書中「千九百三十二年十二月

十四日にプラッセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日に

ヘーブで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」を「千九百

十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーブで、千九百三十九年七月十四日にロ

ンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約」に、

「及び第六十四条」を「第十七条の三及び第六

十四条に改める。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

第十七条の三 出願公告後に拒絶すべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百二十二条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができ

る。ただし、その補正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の取扱い

2 第百二十六条第二項の規定は前項たゞし書

の場合に、同条第三項の規定は前項第一号の

場合に準用する。

第三十一条第二号中「又はその物を生産する

機械、器具、装置その他の物の発明」を「その

物を使用する方法の発明、その物を生産する機

械、器具、装置その他の物の発明又はその物の特

定の性質を専ら利用する物の発明」に改める。

第三十二条中第一号から第三号までを削り、

第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第三十六条第五項に次のたゞし書を加える。

ただし、その発明の実施態様を併せて記載

することを妨げない。

第三十六条第六項を次のように改める。

第三十六条第六項を次のように改める。

は、通商産業省令で定めるところにより、し

なければならない。

第三十九条ただし書第二号中「又はその物を

生産する機械、器具、装置その他の物の発明」を「その物を使用する方法の発明、その物を

生産する機械、器具、装置その他の物の発明又

はその物の特定の性質を専ら利用する物の発

明」に改める。

第四十二条中「添附」を「添付」に、「第六

十四条」を「第十七条の三又は第六十四条」に改

める。

第四十九条第三号中「若しくは第五項」を「か

ら第六項まで」に、「みたし」を「満たし」に改め

め、同項に次のたゞし書を加える。

第五十五条第一項中「申立て」を「申立て」に改め

る。

第五十五条第一項中「申立て」を「申立て」に改め

る。

第六十九条に次の一項を加える。

第三十二条中第一号を第二号とする。

第六十九条に次の一項を加える。

二以上の医薬(人の病気の診断、治療、処

置又は予防のため使用する物をいう。以下こ

の項において同じ。)を混合することにより製

造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を

混合して医薬を製造する方法の発明に係る特

許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せん

により調剤する行為及び医師又は歯科医師の

処方せんにより調剤する医薬には、及ばな

い。

第九十二条第四項中「第二項」を「第三項又は

第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項

の前に次の二項を加える。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合の

か、第四項の場合において、第三項の裁定の

請求について通常実施権を設定すべき旨の裁

定をしないときは、当該通常実施権を設定す

べき旨の裁定をすることができない。

第九十二条第三項中「前項」を「第三項又は前

項」に改め、「他人」の下に「又は特許権者若しく

は専用実施権者」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 第二項の協議が成立せず、又は協議をする

ことができない場合において、前項の裁定の

請求があつたときは、第七十二条の他人は、

第七項において準用する第八十四条の規定に

よりその者が答弁書を提出すべき期間として

ことができる。

特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁

長官の裁定を請求することができる。

第九十二条第二項中「前項」を「第一項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

次の二項を加える。

2 前項の協議を求められた第七十二条の他人

は、その協議を求めた特許権者又は専用実施

協議を求めることができる。

第三十四条中「前条第二項」を「前条第三項若しくは第四項」に、「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第三十六条中「第六十九条」を「第六十九条第一項及び第二項」に改める。
第四十二条第一項第一号中「九百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「一千八百円」を「四千五百円」に改め、同項第三号中「三千六百円」を「八千円」に改め、同条第二項中「九百円」を「二千円」に改める。

第六十条(見出しを含む。)中「訴」を「訴え」に、同条第一項中「第三十三条第二項」を「第三百八十四条第二号」を「第一百八十四条」に改める。

別表中「別表」を別表(第六十七条関係)に改め、同表第一号中「千二百円」を「三千六百円」に、「六百円」を「千八百円」に改め、同表第二号中「六百円」を「千二百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同表第三号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第四号中「六百円」を「千二百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同表第五号中「四千五百円」を「九千円」に改め、同表第六号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第七号中「取消」を「取消し」に、「二千円」を「六千円」に改め、同表第八号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第九号及び第十号中「六千円」を「一万

二千円」に改め、同表第十一号中「六百円」を「千二百円」に、「三百円」を「六百円」に改め、同表第十二号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第十三号中「百二十円」を「二百四十円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九十円」を「百八十円」に改め、同表第十四号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十五号中「百二十円」を「三百四十円」に改める。

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)
の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

二 パリ条約(千九百年十二月十四日にブ ラッセルで、千九百十一年六月二日にワシ ントンで、千九百二十五年十一月六日に ハーベで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国の国旗を除く。)であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)を削る。

第十九条第二項を次のように改める。

2 商標権の存続期間は、更新登録の出願により更新することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつてゐるとき。

二 その登録商標が、前条の規定により提出され

た同条第一号に掲げる書類によつては第十 九条第一項ただし書第二号に該当するものに規定する期間の満了前(三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれもがいずれの指定商品についてもその登録商標(その登録商標と相互に連合商標となつてゐる他の登録商標があるときは、当該登録商標及び当該他の登録商標)の使用をしていないとき)。

正當な理由があるとは認められないとき。 第四十一条第一項中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同条第一項中「二万一千五百円」を「四万五千円」に改める。

第十九条に次の二項を加える。

3 前項ただし書第二号に掲げる場合において、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があるときは、同号の規定は、適用しない。

第十九条に次の二項を加える。

第二項ただし書第二号の規定に違反してされたとき、又は商標権の存続期間の更新登録がを次のように改め、同条第三項及び第四項を削

第十九条の二 更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のいずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

一 その出願が第十九条第二項ただし書第二号に該当するものでないことを証明するため必要な書類

二 第十九条第三項に規定する正当な理由があることを明らかにするため必要な書類

三 第二十二条第一項第一号中「第十九条第二項ただし書の規定」を「第十九条第二項ただし書第一号」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 その出願が、前条の規定により提出され

た同条第一号に掲げる書類によつては第十 九条第一項ただし書第二号に該当するものでないとは認められないとき、又は前条の規定により提出された同条第一号に掲げる書類によつては第十九条第三項に規定する

正當な理由があるとは認められないとき。 第四十一条第一項中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同条第一項中「二万一千五百円」を「四万五千円」に改める。

第四十九条中「更新登録が」の下に「第十九条

第二項ただし書第二号の規定に違反してされたとき、又は商標権の存続期間の更新登録がを加える。

第五十条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項及び第四項を削

官報 (号外)

20

は、その審判の請求の登録前三年以内に日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品のいずれかについての登録商標（その登録商標と相互に連合商標となつてゐる他の登録商標があるときは、当該登録商標又は当該他の登録商標）の使用をしていることを被請求人が証明しない限り、商標権者は、その指定商品に係る商標登録の取消しを免れない。ただし、その指定商品についてその登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを被請求人が明らかにしたときは、この限りでない。

第五十六条第二項中「第四十八条第一項又は第五十条第一項」を「又は第四十八条第一項」に改める。

第六十八条第三項中「から第二十三条までを」、「第十九条第一項及び第二項（同項ただし書第一号を除く。）、第二十条、第二十二条第一項第一号及び第三号並びに第二項、第二十二条、第二十三条」に、「及び次条」と並びに第六十九条に、「基く」を「基づく」に、「第十九条第二項ただし書の規定」を「第十九条第二項ただし書第一号」に改める。

「五条」に改める。

別表中「別表」を別表(第七十六条関係)に改め、同表第一号中「基く」を「基づく」に、「二千円」を「一万円」に、「四千円」を「二万円」に改め、同表第二号中「一千二百円」を「二千四百円」に改め、同表第三号中「申立て」を「申立て」に、「一千五百円」を「二千四百円」に改め、同表第四号中「四百五十円」を「千円」に改め、同表第五号中「四百五十円」を「一千円」に改め、同表第六号及び第七号中「六千円」を「一万二千円」に改め、同表第八号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第九号中「百二十円」を「二百四十円」に、「四千五百円」を「九千円」に、「七百五十円」を「千五百円」に、「九十円」を「百八十円」に改め、同表第十号中「百二十円」を「二百四十円」に、「六十円」を「百二十円」に改め、同表第十一号中「百二十円」を「三百四十円」に改め、同表第十二号中「一百二十円」を「三百四十円」に改める。

施行期日

第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定並びに同法別表の改正規定、第四条の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条規定第二項、附則第三条第二項及び第四条の規定

(特許法の改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願については、改正後の特許法第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数

規定並びに同別表の改正規定並びに次条
第二項、附則第三条第二項及び第四条の規定並びに同別表の改正規定並びに次条

百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

七条の三及び第六十四条に改める部分を除く。) 第二条の規定中实用新案法第十三条の二第一項の改正規定、第四条の規定中商標法第三

付し、又は納付すべきであつた特許料について
ては、改正後の特許法第百七条第一項の規定
にかかるらず、なお従前の例による。

四条第一項第二号及び第九条第一項の改正規定並びに第五条の規定 千九百零九年十二月十五日

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、なお従前の例に

シントンで、千九百二十五年十一月六日にヘイグで、千九百三十四年六月一日にロンドンで、

日本にブランセルで、千九百十一年六月二日に
ワシントンで、千九百二十五年十一月六日に
ヘトグで、千九百三十四年六月二日にロンド
ンで、千九百五十八年十月三十一日ニリスボ

改正された工業所有権の保護に関する千八百八
十三年三月二十日の「パリ条約」に改める。

する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条(2)(C)の規定による同条約第一条から第

三 十二条までの規定の効力の発生の日

十一条の次に一条を加える改正規定並びに第二
十一条第一項、第四十九条、第六十八条规定

項及び第七十条第一項の改正規定並びに附則
第五条第二項の規定 公布の日から起算して
三年を経過の日

三年を経過した日

て いる特許出願については、改正後の特許法第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数

料を除き、その特許出願について査定又は審決

か確定するまでは、なお従前の例法による

付し、又は納付すべきであつた特許料について

では、改正後の特許法第百七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、なお従前の例に

よる。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 前条第一項の規定はこの法律の施行の際に特許庁に係属している実用新案登録出願に、前条第三項の規定はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由に準用する。

2 前条第二項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付し、又は納付すべきであつた登録料に準用する。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一項の規定は、附則第一条ただし書第一号に定める日前に既に納付した登録料に準用する。

第五条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している商標法第五十条第一項の審判については、なお從前の例による。

2 附則第二条第一項の規定は附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している商標権の存続期間の更新登録の出願に、附則第二条第三項の規定は商標権の存続期間の更新登録の出願であつて同号に定める日前にしたものに係る更新登録の無効の理由に準用する。

特許法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、我が国産業技術の進歩、工業所有権制度の国際化の進展、商標登録出願の増加等、

最近における情勢の変化に対応するため、化粧物質等の特許制度の採用、特許出願等についての多項制の採用及び登録商標の使用義務の強化

等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 物質特許制度の採用に関する改正

(1) 物質特許制度の採用

飲食物及び嗜好物、医薬及び医薬の混合方法並びに化学方法により製造されるべき

物質の発明については、特許を受けることができる」とする。(これらの発明は特許を受けることができない旨の現行規定を削除する。)

(2) 医薬に係る特許権の効力の範囲

医薬の混合方法等の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんによる調剤行為及び調剤医薬には及ばないことをとする。

(3) 特許異議の申立ての制限

追加特許の要件、特許請求範囲の記載方

式又は併合出願の要件等の形式要件を満たさないことを理由とする特許異議の申立てはできないこととする。

(4) 出願公告後の拒絶査定に対する不服審判の請求時の補正

出願公告後にされた拒絶査定に対する不服審判を請求するとき、期間と範囲を限

り、明細書等について補正をすることができることとする。

裁定請求があつた場合には、先願特許権者は、一定期間内に限り、逆に、後願特許

権の実施権の許諾について裁定を請求することができる」とする。

また、実用新案法及び意匠法についても、これに準じて同様の規定を設ける。

(5) 実用新案法の改正

実用新案法についても特許法の改正に準ずる改正を行う。

実用新案法についても特許法の改正に準ずる改正を行う。

査前査定をとることとする。

3 登録商標の使用義務の強化

(1) 不使用の登録商標の更新拒絶

商標権の存続期間の更新登録の出願時に、その出願に係る登録商標の使用状況を審査し、その出願前三年以内に使用されていないものについては、更新を認めないととする。

(2) 登録商標の使用に関する举証責任の転換

商標の取消しについての審判請求があつた場合、その登録商標の使用に関する举証責任を審判の被請求人に転換することとする。

4 ストックホルム改正パリ条約の批准に伴う関係法律の整備

ストックホルムで改正された工業所有権の保護に関するパリ条約の批准に伴い、新条約の規定が適用されるよう、特許法、実用新案法、商標法及び不正競争防止法において引用されているパリ条約の名称を改める。

5 料金の引上げ

特許、実用新案、意匠及び商標について、料金又は登録料及び出願手数料等の手数料

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行つ者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

る。

第三十条第一項第一号中「第六条第一項第二号」を「第六条第一項」に改める。

第七十二条中「第六条第一項第一号」を「第六条第一号」に改める。

第七十三条第一項第一号の二」を

「第六条第一号の二」に改める。

第七十五条第一項中「第六条第一項第一号」を

「第六条第二号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

薬事法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和五十年五月二十九日

提出者

社会労働委員長 大野 明

理 由

薬事法中薬局の開設等についての地域的制限に関する規定は憲法違反であるとの最高裁判所判決があつたことにかんがみ、これらの規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

薬事法の一部を改正する法律

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項から第四項までを削る。

第二十六条第二項ただし書中「同条第一項第一号の二及び第二項から第四項まで」を「同条第一号の二」に改め、同条第四項中「第六条第一項第一号の二及び第二項から第四項まで」を「第六条第一号の二」に改める。

第二十八条第三項第一号中「第六条第一項第二号」を「第六条第一号」に改め、同条第四項を削